

(ウ) 医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)

訪問看護サービス利用状況調査票

記入年月日 2010年(平成22年) 10月 日

事業所の基礎的な情報についてお聞きします。

問1 事業所の運営主体は何ですか。該当するものに をつけてください。

1. 社会福祉法人 2. 財団法人 3. 特定非営利活動法人(NPO法人)
 4. 株式会社 5. 有限会社 6. 医療法人
 7. その他(具体的に)

問2 事業の指定年月と事業所の所在市町村名並びに営業範囲をお答えください。

1. 指定年月 平成 年 月
 2. 所在市町村名 _____市・町・村
 3. 営業範囲(市町村名)

[]

問3 事業所の職員体制についてお答えください。

(単位:人)

職 名	常 勤	非常勤	計	常勤換算
管理者				
従業者	保健師			
	助産師			
	看護師			
	准看護師			
	理学療法士			
	作業療法士			
	言語療法士			
その他				
計				

問4 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方へのサービス提供は可能ですか。
あてはまるものに をつけてください。

1. 利用は可能。



問5へ進んでください。

2. 利用はできない。



問15に進んでください。

問5 サービス提供が可能な時間について、あてはまるものすべてに をつけてください。

1. 午前6時～午前8時（早朝）

2. 午前8時～午後6時（日中）

3. 午後6時～午後10時（夜間）

4. 午後10時～午前6時（深夜）

問6 サービス提供が可能な年齢層をお教えてください。あてはまるものすべてに を付けてください。

1. 0歳（乳児）

2. 1歳～6歳（幼児）

3. 7歳～17歳

4. 18歳～39歳

5. 40歳～64歳

問7 医療的ケアが必要な障がい児（者）を初めて受け入れられてから、どれくらい経過していますか。

_____年_____か月経過

問8 提供可能な医療的ケアの内容は何ですか。あてはまるものすべてに を付けてください。

1. 吸引（ア.口・鼻腔内 イ.気管内）

2. 吸入

3. 経管栄養（ア.経鼻栄養 イ.胃ろう ウ.腸ろう）

4. 中心静脈栄養(IVH)（ア.カテーテル イ.ポート）

5. 導尿（ア.自己導尿 イ.留置カテーテル）

6. 在宅酸素(HOT)

7. パルスオキシメーター（SpO2モニター）

8. 気管切開部の管理

9. 人工呼吸器（NPPVを含む）の管理

10. 服薬管理

11. リハビリテーション

12. 身体介護（ア.入浴介助 イ.排泄介助 ウ.食事介助）

13. その他（ ）

問 12 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方について、障がい者自立支援法による障がい程度区分について、あてはまる区分毎に人数を記入してください。

障がい程度区分	障がい児数	障がい者数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
非該当		
不明若しくは未判定		
合 計		

問 13 利用する医療的ケアが必要な障がい児（者）の方に提供しているサービスの内容と利用者数を記入してください。

医療的ケアの内容		障がい児数	障がい者数
吸 引	口・鼻腔内		
	気管内		
吸 入			
経管栄養	経鼻栄養		
	胃ろう		
	腸ろう		
中心静脈栄養 (I V H)	カテーテル		
	ポート		
導 尿	自己導尿		
	留置カテーテル		
在宅酸素 (H O T)			
パルスオキシメーター (SpO2)			
気管切開部の管理 (ガーゼ交換、消毒等)			
人工呼吸器 (N P P V を含む) の管理			
服薬管理			
リハビリテーション			
身体介護	入浴介助		
	排泄介助		
	食事介助		
そ の 他 (具体的に)			

問 14 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方の利用について、課題となっている内容は何ですか。あてはまるものすべてに をつけてください。

- 1 . サービスの提供に必要な看護師の人数と質の確保が困難。
- 2 . 保護者の方が求める水準どおりにサービス提供が困難。保護者の苦情対応に困っている。
- 3 . 提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある。
- 4 . その他（具体的に)

問 15 問 4 で医療的ケアが必要な障がい児（者）の方がサービスを「利用はできない」と答えられた事業所にお聞きします。利用できない理由は何ですか。あてはまるものすべてに をつけてください。

- 1 . 医療的ケアが必要な障がい児（者）の保護者の求める水準が高すぎて答えられないため。
- 2 . 医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護に経験がないため。
- 3 . 事業所として医療的ケアが必要な障がい児（者）を利用対象としていないため。
- 4 . 保護者が求める看護（介護）ニーズに応えられないため。
- 5 . その他（具体的に)

問 16 すべての事業所にお聞きします。医療的ケアが必要な障がい児（者）の方が地域で安心して生活を送れるようにするために、どういった点を改善する必要があるとお考えですか。あてはまるものすべてに をつけてください。

- 1 . 医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき。
- 2 . 介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき。
- 3 . 一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき。
- 4 . 圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護、短期入所、移動支援、相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき。
- 5 . その他（具体的に)

[]

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

お願い

今回ご協力いただきました調査にあわせて、いくつかの訪問看護事業所様にヒアリングを実施したいと考えております。(11月頃目処)可能でありましたら、下記項目についてお教えいただければ幸いです。

事業所名 _____
ご住所 _____
ご連絡先 _____
ご担当者名 _____

訪問看護サービス利用状況調査のお願い

2010年(平成22年)10月

大阪府福祉部

皆様には、日頃から、大阪府政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

大阪府では、地域で生活を送っておられる重症心身障がい児(者)の方々が、安心して生活していくために必要とされる支援策のあり方を検討し、国に対して施策提言を行うことといたしました。

検討を進めるに当たり、重症心身障がい児(者)の方々の訪問看護サービスの利用状況を把握するとともに、利用に際しての課題などをお伺いし、施策提言の基礎資料とするために、訪問看護サービス利用状況調査を実施することとなりました。

調査にあたっては、平成22年8月31日現在、訪問看護事業所として指定している約520事業所に、この調査票をお送りさせていただきました。

ご回答いただいた内容については、検討資料以外に使うことはございません。また、事業所がどのようなことにお答えいただいたかを他の人に知られることもございません。

重症心身障がい児(者)の方々が、地域で安心して暮らせる社会をつくるため、ぜひ訪問看護サービス利用状況調査にご協力をお願いします。

(裏面もご覧ください)

ご記入にあたってのお願い

- 1 事業所において、重症心身障がい児（者）の方々が、サービスを利用されている場合は、その利用状況やサービス提供時における課題についてお答えください。
- 2 また、サービスを提供されていない場合には、その理由、サービス提供を開始するにあたっての課題についてお答えください。
- 3 この調査は、**65歳未満の方に対するサービス提供を対象**とします。
- 4 **回答基準日**は、**平成22年10月1日現在**でお願いします。
- 5 回答は、問の番号順に、質問ごとに用意してある選択肢の中から、あてはまる番号等を で囲むか、空欄に記入してください。
- 6 回答欄で「その他」を選んだ場合は、（ ）内に具体的に内容をご記入ください。
- 7 回答によっては、次の質問を飛ばしていくところがあります。その場合には、矢印等に従って進んでください。
- 8 お答えいただいた調査票は、同封の「封筒」に入れて、**平成22年10月20日までに郵便ポスト**に入れてください。「返信用封筒」には、事業所名や住所を書かないでください。
- 9 この調査票のことでわからないことがございましたら、次のところにご連絡ください。

《お問い合わせ先》

大阪府 福祉部 障がい福祉室

地域生活支援課 地域サービス支援グループ 担当：岸・橘

TEL：06-6944-2367

FAX：06-6944-2237

メールアドレス：chiikiseikatsu@sbox.pref.osaka.lg.jp

医療的ケアの内容について

今回の調査でいう「医療的ケア」とは、以下のものをいう。

たん吸引（口・鼻腔内・気管内）
吸 入
経管栄養（胃ろう・腸ろう・鼻腔）
中心静脈栄養 [I V H] (ポート・カテーテル)
導 尿（自己導尿・留置カテーテル）
呼吸管理（パルスオキシメータ [S P O 2 モニター]・在宅酸素 [H O T]・
人工呼吸器（N P P Vを含む）の管理）
服薬管理

【参考】

体温測定 血圧測定 軽微な切り傷等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること等は、医行為でないとされています。ただし、「パルスオキシメータの装着」、「一定条件下の服薬管理」も医行為でないとされていますが、特別支援学校等の状況を踏まえ、今回の調査では医療的ケアに該当するものと整理します。

また、『医業』の禁止については、「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為（医行為）を、反復継続する意思を持って行うこと」を禁止しているものであって、家族が当該行為を実施することを否定しているものではありません。

なお、これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたん吸引・経管栄養のうちの一一定行為を実施することは認められていますが、今回の調査の医療的ケアに該当するものとして整理します。

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条および保健婦師助産師看護師法第 31 条の解釈通知「平成 17 年 7 月 26 日 医政発第 0726005 号」より